

内閣参質二一八第八号

令和七年八月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員山本太郎君提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問
に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「スパイ防止法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、外国情報機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の充実強化、違法行為の取締りの徹底等に取り組んでいるところである。そのため、御指摘のように「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である」とは考えていない。

二について

お尋ねについては、令和六年四月九日の参議院内閣委員会において、林内閣官房長官が「いわゆるスパイ防止法の制定の必要性等につきましては様々な御指摘や御意見があると承知しておりますが、政府としては、まずは国の重要な情報等の保護を図ることが重要であると認識しております、必要な取組

の充実強化に努めているところでございます。また、関係当局においては、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしているものと承知しております。そうした対応を行った上で更に措置が必要な場合には、我が国の国益保護の観点や国民の十分な理解が得られるかなど、多角的かつ慎重に検討されるべきものと認識しております。」と述べたとおりである。